

四街道市立四街道小学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は名称を四街道市立四街道小学校PTAといい事務局を四街道市四街道1557番地四街道市立四街道小学校（以下本校という）内に置く。

第2章 目的及び活動

- 第2条 本会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の教育及び福祉の増進を図ることを目的とする。

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. 児童の奨学と補導を行う。
2. 教育環境の整備に努める。
3. 会員の教養を高め相互の親睦と連絡を密にする。
4. 児童並びに会員の教育に有益な各種の行事を行う。
5. その他民主教育に必要なことを行う。

第3章 方針

- 第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針により活動する。

1. 本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制干渉も受けない。
2. 本会は教職員その他関係当局と教育問題について討議し、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の人事や管理には干渉しない。
3. 本会は児童並びに青少年の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。

第4章 会員

- 第5条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者並びに本校の教職員とする。

- 第6条 本会の会員は下の会費を納めるものとする。

本会の会費は年間4,000円の会費を納入するものとする。

- 第7条 会員は第2条及び第3条に定められた目的を達成するための活動につき、与えられた権限において平等である。

第5章 経費

- 第8条 本会の経費は会費、事業収及び寄付金によって支弁される。

- 第9条 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。

- 第10条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

- 第11条 本会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終る。

第6章 役員

- 第12条 本会に下記の役員を置く。

- | | | | |
|--------|----|-----|-----|
| 1. 会 長 | 1名 | 副会長 | 3名 |
| 書 記 | 2名 | 幹 事 | 若干名 |
| 会計監査 | 2名 | | |

2. 校長は学校経営の責任者としてPTAに参加する。

3. 顧問を置くことができる。

- 第13条 各役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を司る。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。
3. 書記は会議等記録及び必要な事務処理にあたる。
4. 会計監査は会計を監査する。
5. 幹事は会計並びに事務の処理にあたる。

- 第14条 本会の役員はすべて無給とする。

第15条 役員の任務は1年とする。ただし、再任を妨げない。
この間は、とくに事情がない限り他の会員と交代することはできない。

第16条 役員の選出方法は次によりこれを定める。

1. 会長、副会長、書記、幹事、会計監査は総会時に承認を得てこれを決定する。
2. 会長、副会長、及び書記、幹事、会計監査の選出にあたり運営委員会より各学年1名、各専門部1名、地区補導1名、教職員1名をもって推薦委員会を構成し適任者を推薦することができる。ただし、会長は助言者として参加することもできる。
3. 顧問は会長が委嘱する。

第7章 機関及び委員

第17条 本会に下記の機関を置く。

総会、運営委員会、企画委員会、学年学級委員会、地区補導委員会、専門部会

第18条 定期総会は毎年年度初めに開催する。ただし、会長が特に必要と認めた場合、又は会員の5分の1以上の請求があった場合は臨時に開催することができる。

総会は次の事項を定める。

1. 本会の活動の大綱
2. 規約及び規程の変更
3. 新年度役員の選出及び委員の承認
4. 予算・決算の承認
5. その他本会の目的達成に必要な事項
6. 原則学校ホームページによる紙面開催とする

第19条 総会における定数及び決議については以下のとおりとする。

1. 総会の定数は会員の5分の1以上とする。
2. 総会の議事は、出席者の互選により選出された議長が進行する。
3. 総会は、委任状を含む出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第20条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関にあたり下記の任務をもつ。

1. 総会の運営及び決定事項の執行
2. 予算案並びに決算に関する事項
3. 学年学級委員会、地区補導委員会、専門部から選出された議案の審議に関する事項
4. 運営面に対する審議事項

第21条 企画委員会は下記の任務をもつ。

1. 運営委員会の企画、運営に関する事項
2. 緊急なる会務の執行

第22条 学級並びに学年委員会は下記の任務をもつ。

1. 学級並びに学年毎の教育問題に関する研究
2. 児童に直接関係する諸事業（事業参観）
3. 児童の学力並びにしつけ等に関する教職員と保護者の親密な協力事項

第23条 地区補導委員会は下記の任務をもつ。

1. 校外指導に関する事項
2. 会員相互の連絡と親睦
3. 青少年健全育成
4. 伝達事項

第24条 専門部には次の2つを常置する。

1. 福利厚生部 ベルマーク収集による学校設備及び備品等の助成、会員の厚生に関する事項（市P連球技大会関係）
2. 環境整備部 年間行事に向けての環境整備

第25条 第17条に規定する各機関の委員は次の区分により選出する。

1. 運営委員会の委員は、第12条の役員（会計監査を除く）及び各委員会の代表をもって構成する。
2. 企画委員会の委員は、第12条の役員（会計監査を除く）及び学年代表、地区補導委員長、専門部の部長をもって構成する。
3. 学年委員会の委員は、各学級並びに学年よりそれぞれ1名宛選出する。
4. 地区補導委員会の委員は、各地区毎に選出し互選により代表者を選出する。
5. 専門部の委員は、各学級より1名宛選出し委員の互選により部長1名、副部長1名を選出する。

第26条 本会の組織概略図を別紙の通りで定める。

第27条 本規約は昭和34年4月20日より発効するものとする。

(一部改正 昭和35年4月26日)	(〃 平成 4年2月28日)
(〃 昭和36年4月26日)	(〃 平成 5年4月28日)
(〃 昭和40年4月24日)	(〃 平成11年4月17日)
(〃 昭和42年4月22日)	(〃 平成18年1月19日)
(〃 昭和51年4月28日)	(〃 平成22年4月23日)
(〃 昭和52年4月28日)	(追記 平成25年9月 6日)
(〃 昭和54年4月27日)	(一部改正 平成27年4月28日)
(〃 昭和58年5月 4日)	(一部改正 平成31年4月24日)
(〃 昭和59年5月 7日)	(一部改正 令和 5年4月28日)
(〃 昭和62年2月13日)	

四街道小学校PTA慶弔規程

- 第 1 条 本規程を四街道小学校PTA慶弔規程と呼ぶ。
- 第 2 条 本規程は、主としてPTA会員の慶弔事項について規定する。
- 第 3 条 本規程は、PTA会員の親睦と相互扶助をその目的とする。
- 第 4 条 本規程に拠りがたい特別の場合に限り、PTA役員及び学校長の協議により処理することができる。
- 第 5 条 PTA会員の慶事については、次の通りとする。
- (1) 会員が教育関係で、市以上の団体から表彰を受けた場合……………
5,000 円
- (2) 教職員会員の結婚及び出産の場合……………5,000 円
- 第 6 条 PTA会員に対する香料は次の通りとする。
- (1) 会員本人の場合……………5,000 円
- (2) 本校在校生の場合……………10,000 円
- 第 7 条 教職員会員が転退職した場合の記念品及び餞別金は次の通りとする。
- (1) 本校在職 1 年 ……………3,000 円
- (2) 本校在職 2 年以上……………3,000 円 + 1,000 円 × (年数 - 1)
- ただし、上限を 10,000 円とする。
- 第 8 条 前条までの慶弔金は、会長、校長、関係者代表が訪問し、現金または物品を本人または家人におくすることを原則とする。
- ただし、第 7 条の場合は、この限りではない。
- 第 9 条 本規程による資金はPTA慶弔費より支出する。
- 第 10 条 すべての返礼は、第 3 条の精神にのっとり、かたく遠慮するものとする。
- 第 11 条 本規程の改廃は、運営委員会で決定し、総会で了承を得るものとする。
- 第 12 条 本規程は、昭和 56 年 4 月 28 日より実施するものとする。
- 付 則 本規程は、毎年度、運営委員会で審議し、実情に添うよう改廃することが望ましい。
- (一部改正 平成 15 年 4 月 25 日)
- (“ 平成 18 年 4 月 20 日)
- (“ 平成 27 年 4 月 28 日)

四街道小学校PTA表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、四街道小学校PTA振興に特に功績のあった個人または団体を表彰するに必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 個人に対する表彰は次の各号の一つに該当するものについて行う。

1. 児童の福祉の増進及びPTAの発展に尽力しその功績が顕著なもの。
2. 教育文化の発展に貢献、その業績が顕著なもの。
3. 会長にあつては1年、その他の委員にあつては継続3年その職にあつてPTA活動の推進に貢献したもの。
4. 前各号に掲げるもののほか表彰することが適当と認められるもの。

第3条 団体に対する表彰は前条第3号を除く各号に該当するものについて行う。

(表彰者の決定)

第4条 この規程により表彰を要すると認められるものがあるときは、運営委員会にはかり会長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は記念品を授与してこれにかえる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、四街道小学校PTA総会において行う。ただし、必要に応じ臨時に行うこともできる。

第7条 この規程の施行について必要な事項は運営委員会で定める。

付 則

この規程は昭和59年5月7日から施行する。

(一部改正 平成 5年4月28日)

(〃 平成27年4月28日)

